株式会社八十二銀行

「台風等被害広域復興支援ファンド (仮称)」設立の検討開始について

このたびの「令和元年台風第 19 号」で被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

八十二銀行(頭取 湯本 昭一)は、被災地域(※)の金融機関とともに「台風等被害広域復興支援ファンド(仮称)」の共同設立に向けて、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)との間で具体的な検討を開始しましたので、お知らせいたします。

当行は、本ファンドへの参画を通じ、今般の台風等において被災されたお客さまの早期 事業再開や、既往債務に関する問題を抱える中小企業等の事業再生への支援、さらには間 接被害を受けたお客さまへの幅広い支援を検討しております。今後も地域金融機関として、 お客さまとともに地域の復興・成長支援に取り組んでまいります。

(※)被災地域 災害救助法の適用を受けた1都13県岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

以上